

第30次地方制度調査会諮問事項

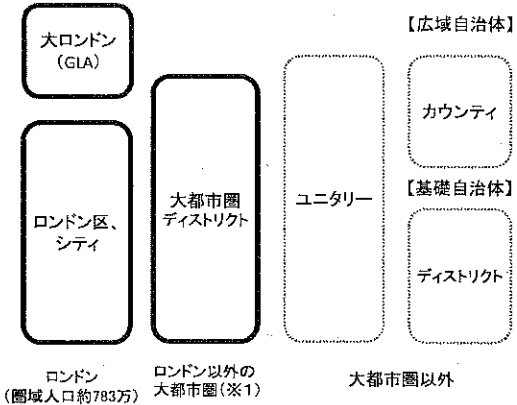
「大都市制度のあり方」関連資料

～ 諸外国の大都市制度について ～

○ 諸外国の大都市制度について(目次)

- ① 英国(イングランド)..... 1～2
  - ・【例】 ロンドン(2)
- ② フランス..... 3～4
  - ・【例】 パリ(4)
- ③ ドイツ..... 5～6
  - ・【例】 ハンブルク(6)
- ④ アメリカ(ニューヨーク州)..... 7～8
  - ・【例】 ニューヨーク(8)
- ⑤ カナダ(オンタリオ州)..... 9～10
  - ・【例】 トロント(10)
- ⑥ 韓国..... 11～12
  - ・【例】 仁川(12)

# 諸外国の大都市制度について (①英国 (イングランド))



(※1) 主な大都市圏ディストリクトの人口と、それを含む各大都市圏全体(1986年まで広域自治体(大都市圏カウンティ)があった区域、現在は非自治体)の人口

- ・ニューカッスル市(約29万) (タイン・アンド・ウェア圏域 約112万)
- ・マンチェスター市(約50万) (グレーター・マンチェスター圏域 約263万)
- ・リバプール市(約45万) (マーザーサイド圏域 約135万)
- ・シェフィールド市(約56万) (サウス・ヨークシャー圏域 約133万)
- ・リーズ市(約80万) (ウェスト・ヨークシャー圏域 約225万)
- ・バーミンガム市(約104万) (ウェスト・ミッドランズ圏域 約266万)

## <ロンドン>

大ロンドン (GLA)	(経緯)1986年以降ロンドンにおいて存在しなかった広域自治体を2000年に企画調整・戦略策定に機能を限定して設立されたもの (事務)公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定 (組織)GLA本体(市長(直接公選)、議会(定数25(直接公選))、職員数600名程度)のほか、公共交通、警察、消防・緊急時計画について実務機関を持つ。
ロンドン区・シティ	(経緯)シティは英国最古の自治体、ロンドン区は1965年に大ロンドン区域に設けられた基礎自治体 (事務)GLA本体・実務機関で処理する分野以外の広域自治体・基礎自治体の事務

## <ロンドン以外の6つの大都市圏(※1、2)>

大都市圏ディストリクト	(経緯)ロンドン以外の6つの大都市圏において、1986年に広域自治体(大都市圏カウンティ)が廃止されてから一層制となった自治体 (事務)事務組合において処理している公共交通、廃棄物処理、警察、消防・救急以外の広域自治体・基礎自治体の事務
-------------	---

## <大都市圏以外>

ユニタリー	(経緯)非大都市圏において、カウンティ・ディストリクトの二層制であった地域のうち、国の認可を得て一層制に移行した自治体 (事務)事務組合において処理している警察、消防・救急(一部)以外の広域自治体・基礎自治体の事務
-------	--

カウンティ	(事務)広域自治体の事務(教育、道路、交通計画、公共交通、社会福祉、図書館、廃棄物処理、戦略的計画、消防・救急)
ディストリクト	(事務)基礎自治体の事務(住宅、レジャー・レクリエーション、環境・保健、廃棄物収集、計画申請、地方税)

(※2) 6圏域のうち、グレーター・マンチェスターには、2011年から「グレーター・マンチェスター合同行政機構」(Greater Manchester Combined Authority)が設置され、重要な経済開発、地域再開発、交通施策の調整を実施している。10の大都市圏ディストリクトから各1名ずつ任命された計10人の地方議員により構成。

(※3) 大ロンドン、シティを除く自治体の組織は、2000年地方自治法以降、以下のいずれかの形態を採用。

- ・「リーダーと内閣」制: 議会から選出されたリーダーが率いる内閣が政策決定を行う。
- ・「直接公選首長と内閣」制: 直接公選の長と、議会又は長により選出された内閣が政策決定を行う。
- ・「委員会」制: 議会が意思決定機関かつ執行機関である従来からの仕組み。

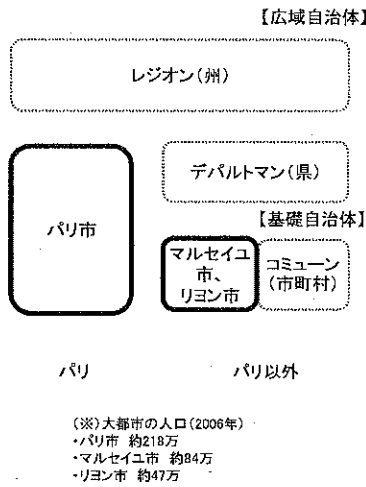
(参考文献: 自治体国際化協会(2011)「英国の地方自治(概要版)ー2011年改訂版ー」、イギリス国家統計局ウェブサイト)

# 諸外国の大都市制度について (①英国 (ロンドンの例))

	LCC存続時 (1888年~1965年)	GLC存続時 (1965年~1986年)	GLC廃止後・GLA設立前 (1986年~2000年)	GLA設立後 (2000年以降)
広域自治体等	ロンドン県(London County Council) (300km <sup>2</sup> 、320万人(1961年)) ・議会(定数126(1955~)) ・当初、消防、下水、排水、清掃、道路照明等 ・公営住宅、教育、計画、保健、福祉等を追加 ・警察は、GLAIに移管されるまでは国直轄の首都警察の所管(シティには首都警察とは別に、独自の警察機構あり)	大ロンドン(Greater London Council) (1,579km <sup>2</sup> 、677万人(1987年)) ・議会(定数92(1974年~)、職員約22,000名 ・総合的土地利用計画、大規模公園、広域居住計画、首都道路建設、廃棄物処理、娯楽施設等免許、内ロンドン建築規制、洪水予防、消防、司法事務、文化、スポーツ等 ・【内ロンドン(旧LCC)の区域のみ】教育(内ロンドン教育庁)、建築規制	<広域的組織の例>  【政府任命機関】 ロンドン交通局、技術教育庁、首都警察局、ロンドン・ドックランズ(東部再開発地区)開発公社、ロンドン年金基金局、ロンドン芸術委員会等  【ロンドン区の合同委員会】 ロンドン計画諮問委員会、ロンドン区補助金委員会、ロンドン消防・市民防災局、ロンドン駐車場委員会、ロンドン身障者交通委員会等	大ロンドン(Greater London Authority) (1,579km <sup>2</sup> 、783万人(2010年)) ・議会(定数25)、市長(直接公選)、職員約600名 ・公共交通、地域計画・住宅政策、経済開発・都市計画、環境保全、警察、消防・緊急時計画、文化・メディア・スポーツ、保健衛生等に係る企画調整と戦略策定 ・GLA本体以外に、実務機関(首都警察局(最大23名の会議体)、消防・緊急時計画局(17名の会議体)、ロンドン交通局(職員約31,000名))を持つ。
基礎自治体	区(Metropolitan Borough Councils)(28区)(1899年~)とシティ(City of London)(自治体) ・区議会 ・公衆衛生、住宅、図書館、レクリエーション、課税徴収等	ロンドン区(London Borough Councils)(32区)とシティ(自治体) ・区議会 ・区域内開発規制、地区公園、地方道路管理、廃棄物収集、課税徴収、出生・死亡届、墓地・火葬場、環境衛生、図書館、文化、スポーツ等 ・【外ロンドン(旧LCC区域外)の区のみ】教育、建築規制	ロンドン区(32区)とシティ ・区議会 ・左の事務に加え、GLCの事務のうち、公園、スポーツ、興行・芸芸、司法事務、開発規制、公営住宅、道路等の事務が移譲 ・内ロンドン教育庁の廃止(1990年)により、内ロンドンの区にも教育事務を移譲	ロンドン区(32区)とシティ (3~172km <sup>2</sup> 、1.2万~35万人(2010年)) ・区議会(定数(区:48~69、シティ:125)、区によってはリーダーが内閣構成員を選任)、区長(名誉職又は直接公選職) ・大ロンドン設置に伴い、区の合同委員会で行っていた消防の事務はGLAIに移管。

(参考文献: 自治体国際化協会(2011)「英国の地方自治(概要版)ー2011年改訂版ー」、竹下瑠(2009)「ロンドンは如何に治められてきたか」、自治体国際化協会(2006)「GLA(グレーター・ロンドン・オーソリティー)の現状と展望」、自治体国際化協会(2000)「ロンドンの新しい広域自治体」、東京都政策報道室(1998、1999)「諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書、同(その2)」、自治体国際化協会(1990)「ロンドンの地方行政」、GLAウェブサイト)

## 諸外国の大都市制度について (②フランス)



パリ市	(位置付け)パリ・マルセイユ・リヨンに関する特別法(1982年)により、県・コミューンの地位を併有し、区(行政区)を持つ。 (組織)パリ議会(県議会かつコミューン議会)、パリ市長(県・コミューンの首長かつ国の機関)(議会で互選) (区:非自治体)20区を置き、区議会、区長(区の代表かつ国の機関)(区議会で互選)が置かれている。 (事務)県及びコミューンの事務(ただし、一般コミューンでは首長が行う行政警察・司法警察は、国任命のパリ警視総監の事務)
-----	---

マルセイユ市 リヨン市	(位置付け)パリ・マルセイユ・リヨンに関する特別法(1982年)により、区(行政区)を持つコミューンとされている。 (区:非自治体)マルセイユ市に16区、リヨン市に9区を置き、マルセイユ市では2区ずつまとめて8連合区に区議会と区長、リヨン市では各区に区議会と区長が置かれている。 (事務)コミューンの事務
----------------	--

一般制度の概要	
レジオン(州)	(組織)州議会、首長(州議会議長かつ執行機関)(議会で互選) (国の機関)国任命の州地方長官(プレフェ)(州地方長官庁所在地の県地方長官が兼任) (事務)高校、水資源計画、州経済計画、州地域整備計画、州交通計画、地方自然公園、州公共交通、運河・河川港、職業訓練等
デパルトマン(県)	(組織)県議会、首長(県議会議長かつ執行機関)(議会で互選) (国の機関)国任命の県地方長官(プレフェ) (事務)中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、漁港、社会扶助給付、保健、福祉サービス、中央貸出図書館等
コミューン(市町村)	(組織)コミューン議会、首長(メール)(コミューン議会議長、執行機関かつ国の機関)(議会で互選) (事務)小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集、市場、社会福祉事業、墓地等(さらに、首長は、国の機関として戸籍、選挙管理、司法警察等を行う)

(参考文献: 植村哲也(2009, 2010)「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向(五)」、(八)、(十)」「地方自治」第744、747、751号)、自治体国際化協会(2009)「フランスの地方自治」

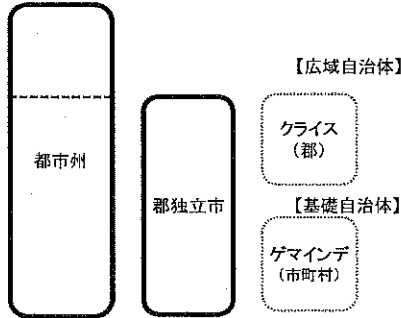
## 諸外国の大都市制度について (②フランス (パリの例))

	従来の制度	グランパリ法 (2010年6月)	バラデジュール委員会(国設置) 報告書(2009年3月)
大都市圏 全体	-	<b>グランパリ</b> ・自治体ではなく大都市圏プロジェクト ・パリ市及び周辺3県は存続 ・プロジェクト分野: 地域開発(州地方長官と関係コミューン等間の協定)、交通整備(グラン・パリ公社による都市高速鉄道網整備)、科学技術先端地域の集約 ・なお、2009年3月から国任命のパリ警視総監がグランパリ区域に管轄を拡大	<b>グランパリ (Grand Paris)</b> (パリ市及び周辺3県(オー・ドゥ・セーヌ県、セーヌ・サン・ドニ県、ヴァル・ドゥ・マルヌ県))(637km <sup>2</sup> 、433万人(2006年)) ・パリ市及び周辺3県を廃して設ける自治体(さらに外部区域の編入も可能。コミューンは存続。) ・県の事務は全て、住宅・都市計画・交通に係るコミューンの事務の一部も移譲 ・管轄がグランパリ圏内に限定される事務組合は廃止 ・グランパリ外も管轄するイル＝ド＝フランス交通組合(STIF)やパリ圏清掃組合(SIAP)は、引き続き存続
広域・基礎 自治体	<b>パリ市 (Ville de Paris)</b> (県・コミューンの機能を併有)(105km <sup>2</sup> 、218万人(2006年)) ・パリ議会(定数163)、市議会議長(市長) 警察は一般コミューンと異なり、国任命のパリ警視総監が所管 ・県事務(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、漁港、社会扶助給付、保健、福祉サービス等)及びコミューン事務(小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集等)を実施	パリ市は存続	グランパリの設置に伴い、パリ市は廃止
区	<b>区 (Arrondissement)</b> (20区)(1~9km <sup>2</sup> 、1.8~24万人)(非自治体) ・区議会議員(名簿上位者の原則3分の1は市議会議員兼務、定数計354)、区長(市・区議員兼務者から互選) ・託児所、児童公園などの施設の設置、区に関する事項についての市への意見表明、運営等(さらに区長は国の機関として、戸籍、選挙管理等を担当)。	パリ市内は同左	パリ市内は同左

(参考文献: 植村哲也(2009, 2010)「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向(五)」、(八)、(十)」「地方自治」第744、747、751号)、自治体国際化協会(2009)「フランスの地方自治」、東京都政策報道室(1999)「諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)」

# 諸外国の大都市制度について (③ドイツ)

(連邦を構成する州)



ベルリン、ハンブルク、ブレーメン  
ミュンヘン、ケルン、フランクフルト等

(※)大都市の人口(2010)  
 <都市州>  
 ・ベルリン市(州) 約346万  
 ・ハンブルク市(州) 約179万  
 ・ブレーメン市 約55万  
 <人口の多い郡独立市の例>  
 ・ミュンヘン市 約135万  
 ・ケルン市 約101万  
 ・フランクフルト市 約68万

都市州	(位置付け)基本法(憲法)前文に位置付けられた連邦を構成する州であり、州・郡・市の機能を併有(※1)。 (組織)議会(直接公選)、参事会(行政機関)、長(州首相かつ市長、参事会の長)(※2) (区:非自治体)ベルリン州に12区(直接公選の区議会と、区議会から選任される区長・参事による区参事会)、ハンブルク州に7区(直接公選の区議会と、区議会が推薦し市参事会が任命する区長)、プレーメン市に22区(直接公選の区議会、別に17の区事務所)。
-----	---

郡独立市	(位置付け)各州法に位置付けられ、郡・市の機能を併有(※3) (区:非自治体)州によっては設置可能(※4) (組織)州により異なる(※5)
------	---

(※1)プレーメン州は、他の2都市州と異なり、プレーメン市とプレーマーハーフェン市の2市から構成されており、プレーメン市は、州と同一の組織であるが、プレーマーハーフェン市は、独自の市議会、市参事会を有する。  
 (※2)ハンブルク州では、議会が長を選出し、長が第二市長等の参事を選任(議会の承認が必要)。プレーメン州では、議会が全ての参事を選出し、それとは別に議会が長を選出。  
 (※3)ザラント州以外の各州に存在し、2009年現在で111市。バイエルン州では、人口5万以上の都市を郡独立市とし、ザクセン・アンハルト州では法に郡独立市を個別列挙し、今後9万以上の都市が発生した場合にはなり得るとするなど、定め方にも差異がある。  
 (※4)例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では郡独立市に区の設置を義務付けており、デュッセルドルフ市には10区ある。直接公選の区議会を設置し、区長は区議会の中から選任。

一般制度の概要	
クライス(郡)	(位置付け)広域自治体と、州の下級行政機関の性格を併有 (組織)州により異なるが、通常は、郡議会(直接公選)、郡参事会(議会が選挙する参事・郡長)、郡長(州により、議会議長の兼任、参事会の長の兼任、行政長の兼任等の形態) (事務)州により異なるが、道路建設、環境保護、警察、上下水道、廃棄物処理、公共交通、都市計画、初等中等教育、消防・救急、社会扶助、病院等
ゲマインデ(市町村)	(組織)州により異なる(※5) (事務)州により異なるが、戸籍、旅券、国勢調査、選挙、保健所、社会保険、建設計画、公営住宅、住宅手当、幼稚園、児童公園、電気・ガス・水道、文化・スポーツ等

(※5)ゲマインデの内部組織は、1990年代以降、直接公選首長制の導入が進み、以下のような4類型となっている。  
 (都市州は直接公選首長を導入していない例外的な州となっている。)  
 ・直接公選の長が行政機関の長かつ議長(バイエルン州等7州)  
 ・直接公選の長が行政機関の長で、議長とは別(ブランデンブルク州等5州)  
 ・参事会が行政機関だが、直接公選の長も参事会の構成員となり、固有の権限を持つ。(他の参事は議会により選出されるが、必ずしも議員から全ての参事が選出されるとは限らない。)(ヘッセン州)  
 ・議会において選出される議長が長を兼任(小規模なゲマインデの一部では、直接公選首長を未導入)

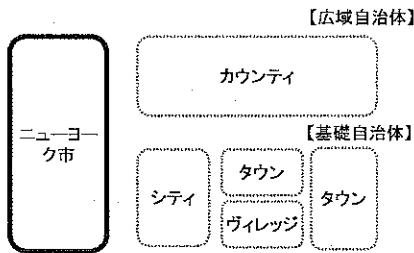
(参考文献:自治体国際化協会(2011)「ドイツの地方自治(概要版)―2011年改訂版―」、幸田雅治「ハンブルク市の市議会と区議会について(一〜四)」(自治研究第85巻3〜6号)、自治体国際化協会(2003)「ドイツの地方自治」、ドイツ連邦統計局データ) 5

# 諸外国の大都市制度について (③ドイツ (ハンブルクの例))

	地区委員会(住民代表組織)制度存続時 (2006年10月まで)	地域委員会(区議会内委員会)制度導入後 (2006年10月以降)
広域・基礎自治体	自由ハンザ都市ハンブルク(都市州)(Freie und Hansestadt Hamburg(Stadtstaat))(755km <sup>2</sup> 、179万人) ・議会(市議会かつ州議会)(定数121)(直接公選)、参事会(市長が第二市長その他の参事を選任。議会の承認が必要)、市長(市参事会の議長でもあり、市議会が選出) ・区で行う事務以外の全ての州・市の事務を実施	同左
区等	区(Bezirk)(7区)(50~161km <sup>2</sup> 、12~41万人)(非自治体) ・区議会(定数:45~57名)(直接公選)、区長(区議会が推薦し、市参事会が任命) ・総務委員会以外の委員会については、半分の議席に区内の一般住民を指名可能 ・住民登録、旅券、外国人登録、戸籍、低所得者・高齢者・障害者支援、住宅費補助、教育支援、都市開発規制、景観計画、市街地再開発、道路・緑地等維持管理、飲食店等営業許可、衛生管理、公害予防、立地企業支援、建築確認等を実施	同左
	地区委員会(Ortsausschüsse)(任意設置の住民代表組織。区議会の意見を聴き、市参事会が設置を決定) ・15名の委員を区議会の各会派の勢力に比例して配分。一般住民を任命。  地区事務所(Ortsamt)(22ヶ所) ・住民利益にかなう場合に、区内の一部において、区の事務を、地区事務所を通じて実施。(実際には各区にくまなく設置)	地域委員会(Regionalausschüsse) ・人口10万の地域ごとに設置できる区議会内の委員会 ・半分の議席に区内の一般住民を指名可能 ・専門委員会や特別委員会とは異なり、区議会から、審議のみならず決定も含めて付託を受けられる。  市民センター(Kundenzentren)(2011年までに24ヶ所設置予定) ・行政サービスセンター(他に社会サービスセンター、経済振興・建設・環境センターがある)の一種 ・区の事務のうち、住民登録、戸籍、旅券、運転免許証、犬の登録変更など、以前おおよそ地区事務所で行っていた事務を所管

(参考文献:自治体国際化協会(2011)「ドイツの地方自治(概要版)―2011年改訂版―」、幸田雅治「ハンブルク市の市議会と区議会について(一〜四)」(自治研究第85巻3〜6号)、日本都市センター「英・独・仏における「近隣政府」と日本の近隣自治」(2004年)、自治体国際化協会(2003)「ドイツの地方自治」) 5

# 諸外国の大都市制度について (④アメリカ (ニューヨーク州))



ニューヨーク  
パフアロー、  
ロチェスター、  
オルバーニー等

- (※)ニューヨーク州内の大都市の人口(2010)
- ・ニューヨーク市 約818万
  - ・パフアロー市 約26万
  - ・ロチェスター市 約21万
  - ・ヨンカース市 約20万
  - ・シラキュース市 約15万
  - ・オルバーニー市 約10万

- (※)ニューヨーク市の区の人口(2010)
- ・マンハッタン区 約159万
  - ・ブロンクス区 約139万
  - ・ブルックリン区 約250万
  - ・クイーンズ区 約223万
  - ・スタテン・アイランド区 約47万

ニューヨーク市	(位置付け)シティとカウンティの機能を併有 (他地域では別法人である学区の機能も併有) (組織(※1))市議会(直接公選)、市長(直接公選) (区)市内に5区設置(各区が区域としてカウンティの位置付けを併有するが、自治体ではない)。区長(直接公選)、区委員会(区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバー。区長が委員長) (コミュニティ委員会)市内に59設置。区長が、それぞれ50名以下の委員を任命(うち半数は関係市議会議員から指名を受けた者を任命)
---------	--

(※1)1989年以前は、予算、土地利用等についての権限は、Board of Estimate(市長、議長、会計監査官、5区の区長がメンバー)にあったが、同年の連邦最高裁での違憲判決(人口が大きく異なる区ごとに選出された区長が1名ずつメンバーとなっていることにより1人1票原則に反する)を受け、1990年の市憲章改正により廃止され、その権限は原則として市議会に移され、その結果、区長の権限も縮小した。

ニューヨーク州の一般目的自治体の概要	
カウンティ	(位置付け)従来州の出先機関として設立されたが、独立した広域自治体に。 (組織)自治憲章導入団体は、議会と長(直接公選)、自治憲章非導入団体は、カウンティ法により議会が執行機関を兼ねる。 (事務)司法、警察、刑務所、出生登録、道路、選挙、医療扶助等の州の出先機関の事務に加え、都市計画、空港、公共交通、経済開発、公衆衛生、廃棄物処理、危機管理、コミュニティカレッジ、公園、レクリエーション等を実施
シティ	(位置付け)州議会により個別に法人化された基礎自治体 (組織)議会・支配人型(議会が支配人を任命)、市長・議会型(市長は直接公選)、理事会型(各理事は直接公選)のいずれか (事務)警察、消防、上下水道、廃棄物収集処理、各種証明書・免許、資産評価、建築確認、環境、都市開発、公園・レクリエーション、高齢者福祉等を実施
タウン	(位置付け)従来カウンティを細分化した州の出先機関として設立されたが、独立した基礎自治体に。 (組織)議会(長と議員により構成)、一部団体では支配人を任命 (事務)町全体で実施する選挙、資産評価、税賦課徴収等に加え、村が存在しない地域のみで道路、都市計画、ゾーニング、建築確認、警察等を実施。
ヴァイレッジ	(位置付け)州法の規定により、タウンの区域内で有権者の発意により住民投票を経て法人化された基礎自治体 (組織)議会(長と議員により構成)、一部団体では支配人を任命 (事務)警察、消防、道路、公園管理、廃棄物収集、ゾーニング、建築確認、レクリエーション等を実施

(参考文献:自治体国際化協会(2006)「ニューヨーク州地方自治ハンドブック」、New York City ウェブサイト、Westchester County ウェブサイト、Village of Ardsley ウェブサイト)

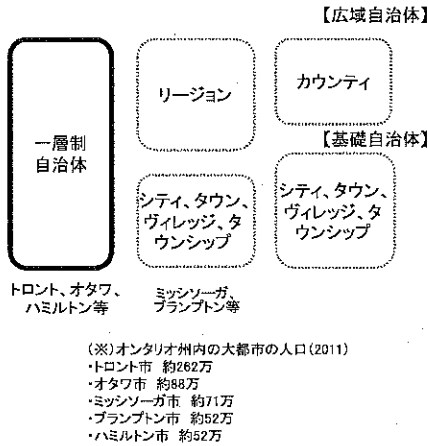
# 諸外国の大都市制度について (④アメリカ (ニューヨークの例))

	現ニューヨーク市成立後 (1898年以降)	ニューヨーク州・ニュージャージー州 港湾公社 (Port Authority) (1921年以降)	ニューヨーク大都市圏交通公社 (Metropolitan Transportation Authority) (1968年以降)
大都市圏全体		・業務区域人口:約1,700万人 ・両州知事が指名して両州上院の同意を得て決定される各6名の理事、計12名によって構成される理事会が意思決定機関。各州知事にも拒否権あり。理事会の下の事務総長が実質的に執行機関の役割。 ・業務内容	・業務区域:13,000km <sup>2</sup> 、約1,460万人 ・州知事が指名し、州上院の同意を得て決定される17名の理事によって構成される理事会が意思決定機関(うち4名はニューヨーク市長の推薦、7名は7カウンティの長がそれぞれ1名ずつ推薦)。 ・業務内容
広域・基礎自治体	ニューヨーク市 (New York City) (カウンティの機能を兼ねる) (785km <sup>2</sup> 、818万人(2010年)) ・市議会(定数:51)(直接公選)、市長(直接公選) ・カウンティ(保健、精神衛生、社会福祉、道路管理、刑務所管理、公園事業等)、一般的な市(住宅、病院、廃棄物処理、消防、上下水道等)、学区区(初等・中等教育)の機能を併有	①空港(5) ②橋梁(4)・トンネル(2)・バスターミナル(2) ③鉄道(PATH鉄道) ④港湾(8つの港・軍用港) ⑤不動産・開発(ウォーターフロント・産業団地) ⑥世界貿易センター(跡地開発)	①地下鉄・スタテンアイランド高速鉄道 ②バス(市内+ナッソー・カウンティ) ③郊外鉄道(メトロノース鉄道、ロングアイランド鉄道) ④橋梁・トンネル(市内)
区等	区 (Borough) (5区) (非自治体) (61~290km <sup>2</sup> 、47~250万人(2010年)) ・区長(直接公選)は、区委員会(区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバー)の議長を兼ねる。市のサービス提供監視、公聴会開催、コミュニティ委員の任命、市の契約の見直し勧告等実施 ・1990年以降、市予算への関与権限が減少	-	-
	コミュニティ委員会 (Community Board) (59委員会) (1975年~) (平均12~15万人) ・区長が50名以下の委員を任命(無報酬・実費弁償可。半数は関係市議会議員から指名を受けた者を任命) ・住民ニーズ集約・伝達、行政評価、苦情処理、開発計画案に係る提言、土地利用指定見直しの検討、予算案についての公聴会実施・提言、公共施設整備の優先順位に係る意見提出等を実施	-	-

(参考文献:自治体国際化協会(2011)「アメリカの住民自治」、自治体国際化協会(2003)「米国のコミュニティ協議会」、東京都政策報道室(1999)「諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)」、Port Authority ウェブサイト、MTA ウェブサイト)

# 諸外国の大都市制度について (⑤カナダ (オンタリオ州))

トロント市	(位置付け)一般制度である一層制自治体(下表参照)の一つであるが、一般法の「2001年自治体法」とは別の「2006年トロント市法」に位置付けられていることにより、他の一般自治体とは異なる権限が認められている。 (特例)財産税以外の新たな税を課す権限(2008年より土地取引税、自動車所有税を導入)や、市が州政府や連邦政府との間で直接協議を行うことが認められている。 (コミュニティ・カウンシル)市内の4つの区域ごとに設けられた市議会の一委員会の位置付けで、各区内選出市議会議員が委員となっている。
-------	--



一般制度の概要	
一層制自治体	(位置付け)リージョン又はカウンティとその区域内の基礎自治体が合併した団体(トロント市、オタワ市等)、カウンティ内で行政上独立している団体、州北部の広域自治体がない地域内の団体が一層制となっており、大都市に限定されていない。 (組織)議会(直接公選)、首長(直接公選)が議長を兼ねる (事務)広域自治体・基礎自治体双方の事務
リージョン	(位置付け)1960~70年代の都市化の進展により、カウンティを改編して権限・責任を増加させた広域自治体 (組織)議会(議員は構成基礎自治体からの間接選挙又は直接選挙)、議長は互選又は直接選挙 (事務)幹線道路、公共交通、警察、上下水道、廃棄物処理、医療・福祉サービス、高齢者住宅、広域土地利用計画、広域開発等
カウンティ	(位置付け)リージョンより権限・責任が限定的な広域自治体 (組織)議会(議員は構成基礎自治体から間接選挙)、議長は互選 (事務)幹線道路、医療・福祉サービス、高齢者住宅、広域土地利用計画等
シティ、タウン、 ヴァレージ、 タウンシップ	(位置付け)基礎自治体 (組織)議会(直接公選)、首長(直接公選)が議長を兼ねる (事務)リージョン内の基礎自治体は、地方道路、消防、廃棄物収集、レクリエーション、地域土地利用計画等を行い、カウンティ内の基礎自治体は、より多くの事務を行う傾向にある。

(参考文献:小野島真(2010)「オンタリオ州、ブリティッシュ・コロンビア州における地方政府と近年の地方財政改革—90年代以降の州—地方政府間関係の変化を中心に」、指定都市市長会(2010)「諸外国の大都市制度に関する調査報告書」、自治体国際化協会(2003)「カナダの地方団体の概要」、オンタリオ州ウェブサイト、カナダ連邦統計データ)

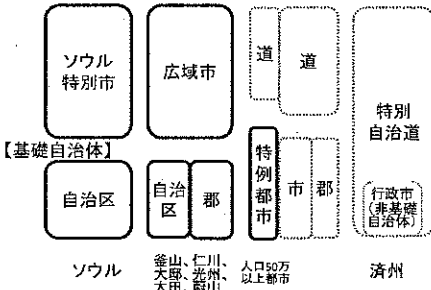
# 諸外国の大都市制度について (⑤カナダ (トロントの例))

	メロ・トロント存続時 (1954年~1998年)	トロント市合併後 (1998年から)	大トロント地域(GTA)タスクフォース (州政府設置)報告書(1996年1月)
大都市圏 全体		大トロントサービス委員会(Greater Toronto Services Board) (トロント市等各市の長・議員で構成、メロ議会の後継的機関)を1999年に設置するが、2001年に廃止 ・鉄道・バスの運営等	大トロント(Greater Toronto Council)(メロ・トロント+4広域自治体)の設置(最広域自治体)(7,061km <sup>2</sup> 、463万人(1996年)) ・基本はメロ・トロントを引き継ぐが、救急(メロ内部)、地方道路以外の道路、児童・老人福祉、公衆衛生は市町村に移譲 ・州から環境保全の移譲を受ける ・市町村から経済開発の移譲を受ける
広域 自治体 ↓ 一層制 自治体	メロ・トロント (Regional Municipality of Metropolitan Toronto)(630km <sup>2</sup> 、228万人(1991年)) ・メロ議会(当初24議員(構成市からの間接代表)及び議長(州政府任命)→1988年から34議員(6市長・28直接公選議員)及び議長、議長に執行責任 ・広域計画、運輸、警察、高速道路、幹線道路、上下水道(大規模施設)、廃棄物処理、公衆衛生、広域公園、児童・老人福祉、救急(メロ内部)、事業許認可等	(新)トロント市(広域・基礎自治体を兼ねる一層制自治体) (630km <sup>2</sup> 、262万人(2011年)) ・市議会(定数:当初56→44)、市長(直接公選) ・メロ・トロントと旧トロント市・5近郊都市の事務のうち、福祉の一部を除き管轄。また、鉄道、バス、フェリー、空港、上下水道検査、資産評価、司法事務の一部を新たに担当	
基礎 自治体 等	トロント市(City of Toronto)等(基礎自治体)(1967年に13→6に統合)(97km <sup>2</sup> 、64万人(トロント市)(1991年)) ・市議会(6市の定数計:106)、市長(直接公選) ・消防、地方道路、公園・娯楽、図書館、域内広域事業、経済開発、土地利用計画、廃棄物収集等	コミュニティ・カウンシル(Community Council)(新トロント市の区域内に、当初6区(旧市ごと)、2003年12月に4区(44の小選挙区を4分割)設置)(人口60~64万)(非自治体) ・各区内選出市議会議員がメンバーを兼ね、それぞれ市議会の一委員会の位置付け ・区域内開発申請の議会への提案、区域内街路、駐車規制等の条例提案、異議申立の処理、娯楽・治安等についての住民意向把握等を実施	旧トロント市等 ・左の事務に加え、メロ政府から救急(メロ内部)、地方道路以外の道路、児童・老人福祉、公衆衛生について移譲を受ける ・経済開発は大トロントへ移譲

(参考文献:岩崎美紀子(2011・2012)「カナダの大都市制度(上・下)」(「地方自治」第769・771号)、自治体国際化協会(2010)「巨大都市トロントの成立」、自治体国際化協会(1999)「メガシティ—トロントの発足」、自治体国際化協会(1998)「トロント地域の現状と変革の動き」、東京都政策報道室(1998)「諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書」、トロント市ウェブサイト)

## 諸外国の大都市制度について (⑥韓国)

【広域自治体】



(※) 特別市・広域市の人口(2010)

- ・ソウル市 約979万
- ・釜山市 約341万
- ・仁川市 約286万
- ・大邱市 約245万
- ・光州市 約148万
- ・大田市 約150万
- ・蔚山市 約108万

- その他の100万以上の都市
- ・京畿道水原市 約108万
  - ・慶尚南道昌原市 約106万

ソウル特別市	(事務)基礎自治体の事務のうち、一部の事務(※1)は、大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく特別市が処理 (その他の特例)首都であるソウル特別市に関しては一般法の地方自治法とは別に「ソウル特別市行政特例に関する法律」が定められており、監査、計画策定等に関する國務総理(首相)の関与等の特例(※2)が定められている。
広域市	(対象)釜山、仁川、大邱、光州、大田、蔚山の6市(法定要件はないが、通常は人口100万以上を対象として検討) (事務)基礎自治体の事務のうち、一部の事務(※1)は、大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく広域市が処理
人口100万以上の都市(※4)	(事務)道の事務のうち一部の事務(※3)を、市が処理 (その他の特例)副市長を2人置くなどの組織上の特例等がある。
人口50万以上の都市	(事務)道の事務のうち一部の事務(※5)を、市が処理 (区)任意に自治区ではない区(非自治体)を置くことができる(※6)

- (※1) 人事交流、任用試験、教育訓練、土地等級・財産税課税標準設定、墓地・火葬場一般廃棄物処理施設、国民住宅建設、都市計画、幹線道路、上下水道、公園、地方軌道・都市鉄道・バス、工業団地・公設市場、信号機・安全表示等  
(※2) 行政安全部長官が地方債券の発行を決める際に國務総理に報告、自治事務についての監査をする際に國務総理の調整を経由、所属公務員についての仮職の推薦権はソウル特別市長に属する。ソウル特別市に関連した道路・交通・環境等の計画樹立と執行において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合は、國務総理が調整  
(※3) 地域開発債券の発行、一定規模以上の建築物の建築許可、宅地開発予定地区の指定、都市再整備促進地区の指定及び再整備促進計画の決定、私立博物館・美術館の設立承認、消防、緊急時の救助・救急、産地専用許可申込書の提出、5級以下の公務員の定員の策定、開発制限地域の指定・解除に関する都市管理計画の変更決定の要請  
(※4) 地方行政体制改編に関する特別法(2010年)により設けられた特例  
(※5) 地方公企業に関する事務(地方公社及び地方公団の設立・運営)、職員の定数管理事務(6級以下の定員策定)等  
(※6) 京畿道水原市、全羅北道全州市、慶尚北道浦項市などに26の区が設置されている。

一般制度の概要	
道	(位置付け)広域自治体 (事務)広域的・統一的な事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治体の独自の処理が困難な事務を処理(概ね道路、河川、治山・治水、交通・輸送、社会福祉施設、試験・研究等を担当)
市・郡	(位置付け)基礎自治体(市設置は、人口5万以上で、都市形態を具備すること(都市的産業従事世帯が60%以上、一人当たり地方税納税額・人口密度が人口10万人以下の市の平均以上、5年間の人口増加傾向)が要件とされるが、都市部・農村部の統合形態の市の設置には別に基準が設けられている) (事務)道が処理する事務以外の事務を処理(概ね上下水道、住宅、都市計画、公衆衛生、教育、公企業等を担当)

(※) 自治体の組織は、自治体の種別にかかわらず、議会(直接公選)及び首長(直接公選)の二元代表制となっている。

(参考文献: 山下茂(2010)「体系比較地方自治」、自治体国際化協会(2008)「韓国の地方自治」、政策研究大学院大学・比較地方自治研究センターウェブサイト、韓国統計庁データ)

## 諸外国の大都市制度について (⑥韓国 (仁川の例))

	区=下部行政単位 (1981~88年)	自治区=基礎自治団体 (1988年から)	地方行政体制改編に関する特別法 (2010年)
広域自治体	仁川直轄市(1981年~) (広域自治団体・基礎自治団体の機能を併有)	仁川広域市(広域自治団体)(1,002km <sup>2</sup> 、266万人(2010))(1995年まで直轄市) ・市議会(市議会議員(地域区議員(小選挙区)30、比例代表議員3、教育議員5(教育経歴等を有する者を直接公選→議会内委員会である教育委員会の委員))、市長 ・広域的・統一的な事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体での独自処理が困難な事務を処理 ・以下の基礎自治団体の事務は、自治区ではなく広域市で処理(人事交流、任用試験、教育訓練、土地等級・財産税課税標準設定、墓地・火葬場一般廃棄物処理施設、国民住宅建設、都市計画、幹線道路、上下水道、公園、地方軌道・都市鉄道・バス、工業団地・公設市場、信号機・安全表示等)	
基礎自治体等	区(下部行政組織) (当初4区)	自治区(基礎自治団体)(8区) (7km <sup>2</sup> ~115km <sup>2</sup> 、10万人~58万人(2007年)) ・区議会(直接公選)、区庁長(直接公選) ・基礎自治団体の事務のうち、上記の広域市で処理する事務以外の事務を処理  郡(2郡) ・郡議会(直接公選)、郡守(直接公選)	・人口又は面積が過少な自治区は適正規模に統合するとされ、大統領直属の「地方行政体制改編推進委員会」が、2012年6月末までに、地方行政体制改編の基本計画の中で、自治区の地位、機能等について、大統領・国会に報告。(法案段階では、自治区の議会の廃止が盛り込まれていたが、修正により議会は存置し、推進委員会での議論に委ねられることとなった。)
下部行政組織	洞(下部行政組織) (当初79洞)	洞(自治区の下部行政組織)(123洞(2007年)) ・洞長(区庁長による任命。区庁長の指揮監督を受け、所管事務を受託処理)  邑・面(郡の下部行政組織)(1邑、19面(2007年)) ・邑長・面長(郡守による任命。郡守の指揮監督を受け、所管事務を受託処理)	・洞に行政区域の住民で構成される住民自治会を置き、事務の一部を委任又は委託することが可能。

(参考文献: 自治体国際化協会(2008)「韓国の地方自治」、「地方行政体制改編に関する特別法」(田中孝男氏訳)、政策研究大学院大学・比較地方自治研究センターウェブサイト、仁川広域市ウェブサイト)